

## 福島県後期高齢者医療広域連合条件付一般競争入札試行要綱

(平成29年11月8日訓令第11号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が発注する業務の委託及び物品の買入れ（以下「業務等」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者の事業所の所在地等に関する資格を定めて行う一般競争入札（以下「条件付一般競争入札」という。）を試行するにあたり、福島県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合規則第8号。以下「規則」という。）第175条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(対象案件)

第2条 対象案件は、広域連合が発注する業務等のうち原則として予定価格が規則第92条で定める額を超えるものとする。

(入札参加資格)

第3条 条件付一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

- (1) 規則第79条で定める者であること。
- (2) 規則第79条で定める者の内、指名停止等の入札参加資格制限中の者でないこと。
- (3) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者、又は、申立てをなされた者でないこと。
- (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、又は、支店、若しくは、営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）でないこと、又は、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

2 入札参加資格については、前項に定める事項のほか、次の各号に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- (1) 本店又は営業所の所在地に関すること。
- (2) 当該業務等と同種の履行又は納入実績に関すること。
- (3) 配置予定技術者の資格等に関すること。
- (4) その他必要な事項

(入札の公告等)

第4条 入札執行権者は、次に掲げる事項について、施行令第167条の6及び規則第7

9条の2の規定に基づく公告は、次に掲げる事項について、広域連合ホームページに掲載する方法及び広域連合事務局における閲覧の方法により公告するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札に付する事項
- (2) 契約条項を示す場所及び期間
- (3) 入札に参加する者に必要な資格
- (4) 入札書等の提出方法及び提出期限
- (5) 入札執行の場所及び日時
- (6) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (7) 入札参加資格を有することの確認に関する事項
- (8) 入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨
- (9) その他必要な事項

2 公告は、公告した日から入札の前日まで行うものとし、その期間は公告した日から起算して原則15日間（福島県後期高齢者医療広域連合休日を定める条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第1号）第1条に規定する休日（以下休日という。）を含む）以上とする。

（入札参加資格の事前審査）

第5条 入札参加資格の確認について、条件付一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、公告の日から起算して原則として5日間（5日目が休日のときは休日の翌日。）以内で当該公告に定める日までに、入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）の提出を入札参加希望者へ求めるものとする。

2 前項の審査は、条件付一般競争入札資格確認等一覧（様式第2号）（以下「一覧表」という。）を作成し、申請書の提出期限日をもって審査するものとする。

3 前項の審査の結果は、入札参加資格確認通知書（様式第3号）を公告の日から起算して原則として7日間（7日目が休日のときは休日の翌日。）以内までに通知するものとする。

（設計図書等の周知）

第6条 入札執行権者は、入札心得、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を入札公告に示した方法により周知するものとする。

2 前項に規定する周知の期間は、入札の前日までとする。

3 設計図書等に対する質問は、条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書（様式第4号）（以下「質問書」という。）により受け付けるものとし、その受付期間は、公告の日から起算して原則として5日間（5日目が休日のときは休日の翌日。）以内までとするものとする。

4 入札執行権者は、前項の規定により提出された質問書に対する回答を条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書（様式第5号）に記載し、広域連合ホームページに掲載

する方法により周知するものとする。

5 前項に規定する回答書は設計図書等と同様の方法により周知するものとする。

(現場説明)

第7条 現場説明会は、行わないものとする。

(入札保証金)

第8条 入札保証金の納付は、規則第80条の規定を準用する。

2 落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の3に相当する金額を納付させるものとし、入札説明書にその旨を記載するものとする。

(入札の執行等)

第9条 入札は、入札公告に示す日時及び場所において公開で行うものとする。

2 入札執行者は入札参加者が代理人をして入札しようとするときは、入札前に委任状の提出を求めるものとする。

3 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

4 入札執行権者は、開札したときは、直ちに入札書を入札金額順に並べ、低い金額で入札した者から順に、入札書の記載事項を確認し、無効又は失格の入札を行った者があった場合には、当該入札参加者名及び当該理由を読み上げるものとする。

5 開札をした場合において、有効な入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合、第1回目の最低の入札価格を上回る価格で入札をした者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格は失うものとする。第3回目以降に行う入札についても再度の入札に準じて行うものとする。

6 前項の入札を行ってもなお落札者がいない場合には、入札執行権者は当該入札を打ち切ることができる。

(入札の無効等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (4) 鉛筆書きによる入札
- (5) 記名、押印を欠く入札
- (6) 金額の記入がない、金額を訂正した又は金額が判読できない入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明な入札
- (8) 日付がない入札
- (9) 業務等名が記載されていない又は公告と一致しない入札（軽微な誤字脱字であって意思表示が明確であるものを除く。）

(10) 同一人が同一事項に対して2通以上提出した入札

(11) 明らかに不正によると認められる入札書

(12) その他、入札に関する条件等に違反した入札

2 入札金額が最低制限価格を下回る場合は、失格とする。

(落札者の決定)

第11条 入札執行権者は、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者として決定し、入札金額及び入札参加者名を開札の場において読み上げるものとする。

2 前項の場合において、最低価格の入札参加者が複数ある場合は、直ちにくじにより落札者の順位を決定するものとする。

3 入札執行権者は、入札が無効であること又は入札参加者が入札参加資格を有しないことが明らかな者も含め、すべての者を一覧表に記入するものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年2月23日訓令第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条第1項関係）（その1）

条件付一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長

所在地

商号又は名称

代表職氏名

印

電話番号

年 月 日付けで公告された条件付一般競争入札の参加資格の確認を受けたいので、関係書類を添えて入札参加資格確認資料を提出します。

なお、入札参加資格のすべての要件を満たしていること、並びにこの申請書および添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 業務等名

2 入札参加資格を有している福島県内の市町村名

第1号様式（第5条第1項関係）（その2）

同種・類似業務等の実績調書

1	業務等名	
	発注者	
	施行箇所	
	契約金額	
	履行期間	
	業務等の概要（簡潔に記載すること。）	
2	業務等名	
	発注者	
	施行箇所	
	契約金額	
	履行期間	
	業務等の概要（簡潔に記載すること。）	
3	業務等名	
	発注者	
	施行箇所	
	契約金額	
	履行期間	
	業務等の概要（簡潔に記載すること。）	
4	業務等名	
	発注者	
	施行箇所	
	契約金額	
	履行期間	
	業務等の概要（簡潔に記載すること。）	

第2号様式（第5条第2項関係）

条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表

公告日		・		入札執行日		・			
業務等名									
No.	入札参加希望者	入札参加資格の確認結果※						入札参加資格 (審査結果に○を付ける。)	備考
	商号又は名称	(1) 関係 第4条第1項	(2) 関係 第4条第1項	(3) 関係 第4条第1項	(4) 関係 第4条第1項	(5) 関係 第4条第1項	関係 第4条第2項		
								適合 ・ 非適合	
								適合 ・ 非適合	
								適合 ・ 非適合	
								適合 ・ 非適合	
								適合 ・ 非適合	
								適合 ・ 非適合	
								適合 ・ 非適合	
								適合 ・ 非適合	
								適合 ・ 非適合	
								適合 ・ 非適合	

※ 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）の確認結果、資格がない場合は×を付けること。

第3号様式（第5条第3項関係）

入札参加資格確認通知書

年 月 日

様

福島県後期高齢者医療広域連合長

年 月 日付けで申請のありました条件付一般競争入札参加資格確認について、下記のとおりとしますので通知します。

記

業務等名		
入札参加資格の確認結果	適合 ・ 非適合	
	入札参加資格 非適合の理由	
備考		

注1 入札日に、本通知書を提示すること。

2 入札参加資格がないと通知された者はその理由について説明を求めることができる。



第4号様式（第6条第3項関係）

※整理番号	
-------	--

条件付一般競争入札設計図書等に関する質問書

年 月 日

福島県後期高齢者医療広域連合長

所在地  
商号又は名称  
代表職氏名  
作成担当者名  
電話番号

業務等名	
質 問 事 項	

注：※印の欄には記載しないこと。

